



**SHINSHU
UNIVERSITY**

Faculty of Economics and Law

高齢者に対する特殊詐欺の現状と被害回復

——没収・追徴を通じた被害回復を中心に——

信州大学経法学部 准教授
横濱和弥

はじめに — 特殊詐欺とは？

- 「被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込その他の方法により、不特定多数の者から現金等を騙し取る犯罪」（警察庁HP）
- 典型例
 - 「俺俺！会社で大きな損害を出しちゃって、お金を払わなきゃ首になっちゃうんだ。悪いんだけど、100万円を銀行口座に振り込んでくれない？」⇒振り込ませる
 - 同種の嘘を述べて、友人に金を取りに行かせると述べて、対面で金を受け取る／マンションの空室に封筒で送らせる



はじめに — 特殊詐欺とは？

- 役割の細分化 ⇒ 犯罪組織、暴力団による指揮・命令体制
 - 嘘の電話をかける**掛け子**
 - 被害者から金やキャッシュカードを受け取る**受け子**
 - 現金を引き出す**出し子**
- 被害者の多くは高齢者…認知機能の低下がターゲット
- 高齢者に対する特殊詐欺の被害状況の確認／被害回復の手段の紹介／日本において何が不足しているかの検討

特殊詐欺被害の現状

◆認知件数

年	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
件	13392	13824	14154	18212	17844	16851	13550	14498	17570	19003

* 2023年：高齢者の特殊詐欺被害は**14878件**…全体の**約78%**が高齢者被害

◆被害総額

年	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
億円	565.5	482.0	407.7	394.7	382.9	315.8	285.2	282.0	370.8	441.2

出典：警察庁広報資料「令和5年における特殊詐欺の認知・検挙状況等について（暫定値版）」
(https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/hurikomesagi_toukei2023.pdf)

被害回復の選択肢

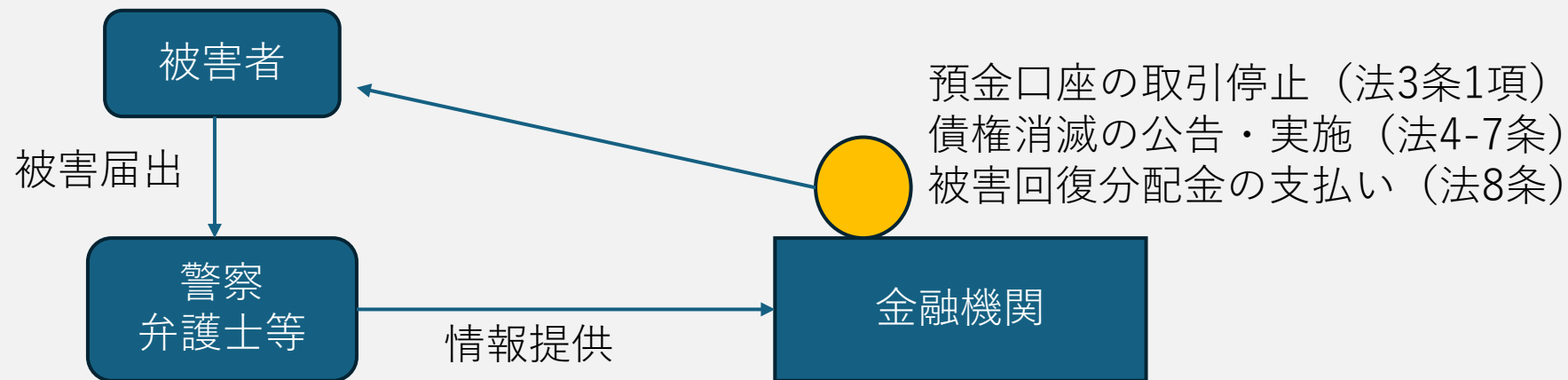
- ①民事訴訟を通じた**損害賠償請求**
- ②犯罪利用口座の停止による**被害回復分配金**
- ③犯罪収益の没収・追徴による**被害回復給付金**

①損害賠償と組長訴訟

- 犯人に対する民事訴訟の提起
- 下っ端（受け子等）に請求を行っても資力なし／支払い不可
- 2008年の暴対法（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）31条の2新設
⇒暴力団構成員が特殊詐欺を行った場合に、組長が損害賠償責任を負う範囲が拡大
- 問題：被害者が自ら民事訴訟を提起するコスト・リスク

②被害回復分配金

- 振り込め詐欺救済法（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払い等に関する法律）に基づく犯罪利用口座停止、被害者への分配

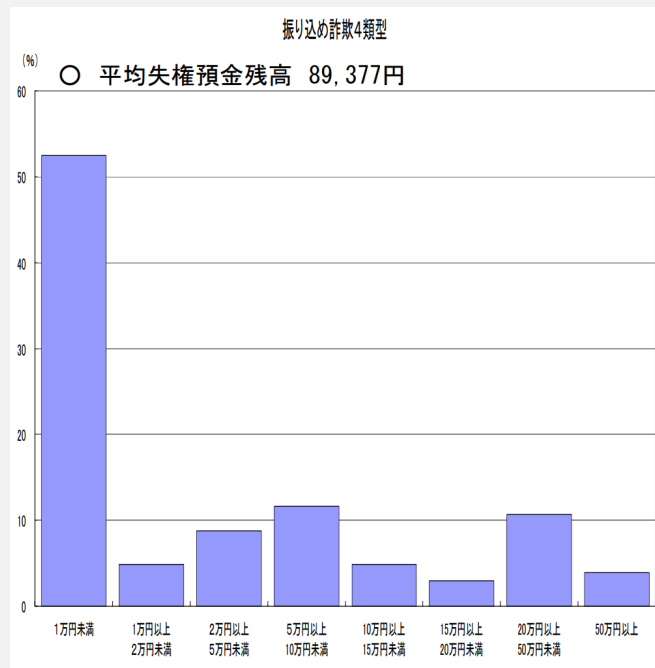


◆実績（出典：令和3年犯罪白書388頁、同4年281頁、同5年297頁）

年	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
億円	13.3	12.8	18.2	12.8	8.6	7.0	11.0	14.7	17.5

②被害回復分配金

- 問題点
 - 犯人が入金された被害金を即座に引き出し、預金が残らない
 - 2010年の調査：振り込め詐欺口座の過半数が、残高1万円未満



出典：金融庁「犯罪利用口座の実態・返金率について」
(<https://www.fsa.go.jp/policy/kyuusai/furikome/siryou/20101110/01.pdf>)

③犯罪収益の没収・追徴と被害回復給付金

(組織的犯罪処罰法)

- 一定の重さの犯罪行為により得た財産等…「**犯罪収益**」
 - ⇒ それ自体およびそれに由来する財産は**没収**可能 (組13条1項)
 - ⇒ 没収不能・不相当の場合、価額の**追徴**可能 (組16条1項)
- 刑罰の一種としての没収 (刑9条)、有罪判決の際に言渡し
- 犯罪収益のはく奪、さらなる犯罪への再投資の抑止等

* 殺し屋Xが、V殺害の報酬として得た1億円相当の宝石は犯罪収益として没収可能、売却代金は由来財産として没収可能、追跡不能になっても価額を追徴可能

③犯罪収益の没収・追徴と被害回復給付金

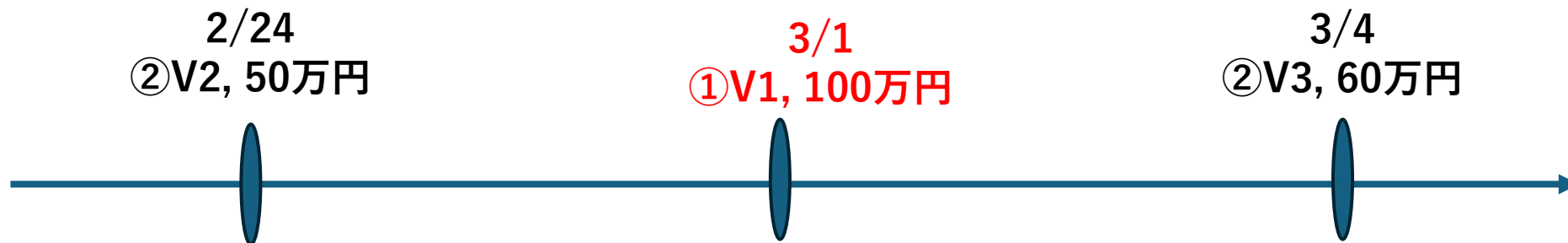
- 例外：「**犯罪被害財産**」は原則として没収・追徴不可（組13条2項）
⇒ 詐欺の被害金等。被害者の損害賠償請求権を妨げないため
- 再例外：被害者の請求権行使が困難／マネー・ローンダリングが犯された（収益の隠匿等）の場合は、没収・追徴可（組13条3項）

* Xが被害者Vから100万円を詐取した…100万円は原則として没収不可能だが、Xが暴力団員である、あるいは金を外国口座に隠した（マネロン）などの事情があれば没収・追徴可

③犯罪収益の没収・追徴と被害回復給付金

- はく奪された犯罪被害財産は**被害回復給付金**となる（組18条の2第2項）
⇒被害回復給付金支給法に従い被害者に支給
- **支給対象の被害者**（支5条2項）
 - ①没収・追徴の理由とされた事実に係る対象犯罪行為の被害者
 - ② ①と一連の犯行として行われた対象犯罪行為の被害者

* **起訴・有罪**対象：2024年3月1日、暴力団員Xは、V1から100万円を騙し取った。



③犯罪収益の没収・追徴と被害回復給付金

- ・現状：金額的には心もとない（出典：令和4年・5年犯罪白書）

年	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
億円	1.3	0.7	0.5	3.6	3.7	2.0	5.2	1.4	2.2

- ・立法課題（1）：はく奪の原則化？
 - ・組13条に基づく没収：任意的（「没収することができる」）
 - ・はく奪が物足りない事例？…**名古屋地裁令和5年6月21日判決**

*被告人らが、出資金を運用して配当するなど虚偽を述べて5名の被害者を勧誘し、出資金合計**641万円7000円**を振り込ませ、また、出資金を含んだ犯罪収益等総額**18億3908万円**を、外国口座に送金して隠匿したという、詐欺罪および犯罪収益等隠匿罪（マネロン罪）の事案

⇒没収・追徴の言渡しなし

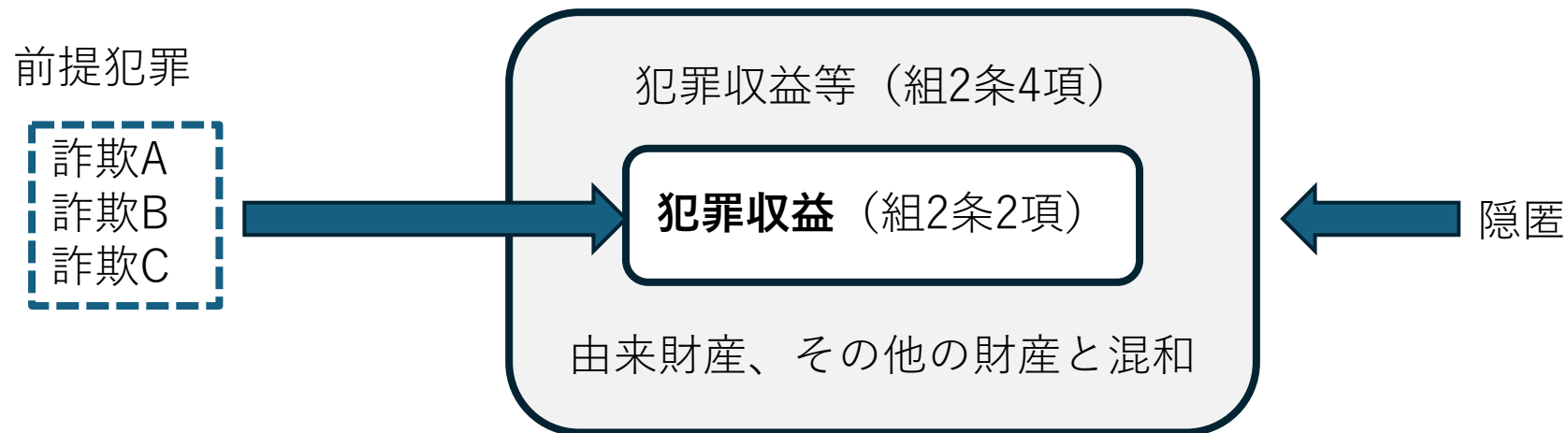
③犯罪収益の没収・追徴と被害回復給付金

- 立法課題（2）有罪判決を前提としないはく奪？
 - 刑罰たる没収：有罪対象の犯罪行為により得たものをはく奪
 - ⇔ 特殊詐欺の組織性／反復継続性／被害者多数性

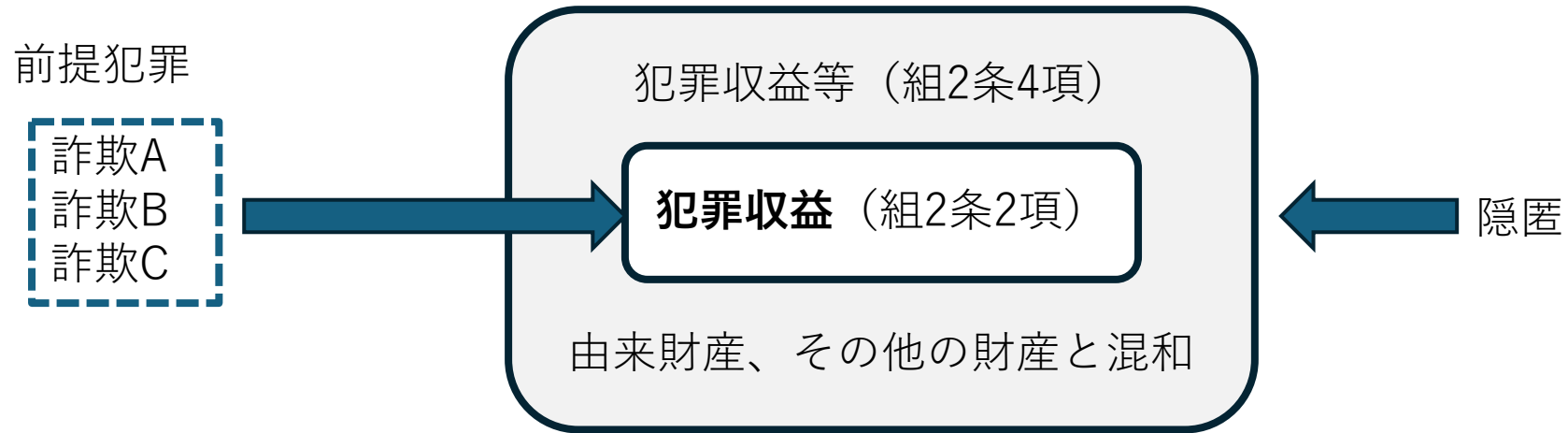
* 長らく無職のXが、被害額100万円の特殊詐欺で有罪とされたが、1億円を超える資産を有している。100万円のはく奪で十分？

没収・追徴の拡大：現行法でできること【1】

- マネー・ローンダリング（犯罪収益等の隠匿）が関わる場合
 - * 詐欺行為（前提犯罪）で得た**犯罪収益等**を、他人名義の銀行口座に送金して**隠匿**



「犯罪収益等」が没収・追徴可能



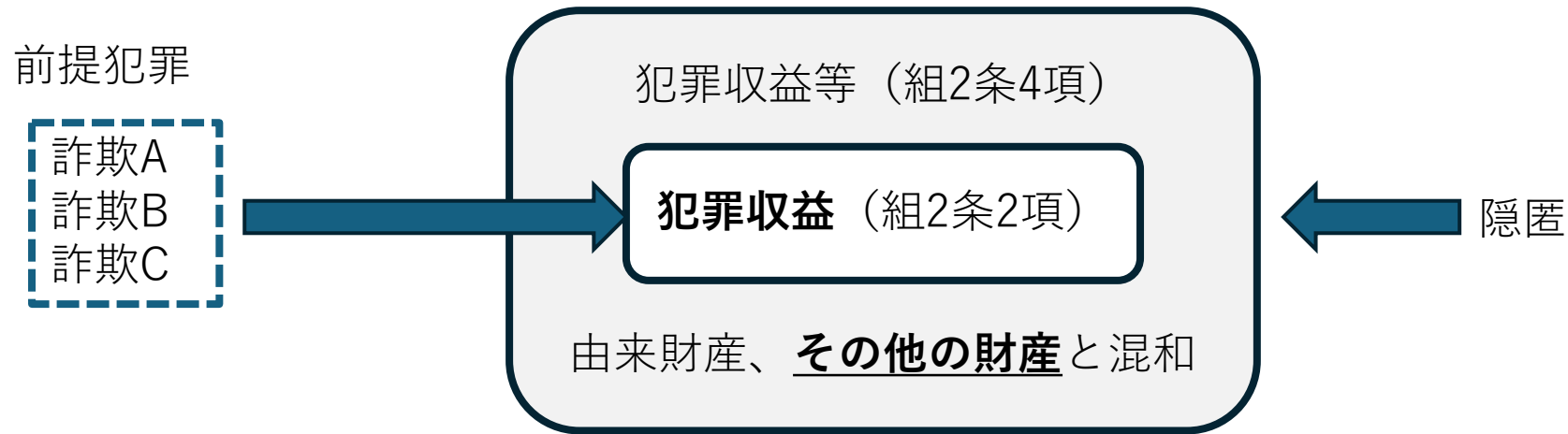
- はく奪拡大（1）前提犯罪の処罰や特定不要

* 千葉地裁平成30年5月11日

① 被害者13名から1109万5000円を詐取（組織詐欺）

② 被害者309名から詐取した犯罪収益3億4274万6970円を隠匿

⇒ ②の金額を追徴



- はく奪拡大（2）：「犯罪収益等」全体が没収・追徴可能
- 犯罪収益200万円と、元々有する貯金100万円を混和させ、まとめて海外に送金して隠匿した場合、**300万円がはく奪対象** まと

*** 名古屋高裁平成29年12月4日判決**

- ① 被害者名義のキャッシュカードを用いて525万円をATMで窃取
 - ② 犯罪収益のうち21万円が混和した2800万円を隠匿
- ⇒ 約2800万円が没収、ただし犯罪被害財産は15万円弱

むすびにかえて

- 組織犯罪の禁圧と被害回復の必要性
積極的な没収・追徴の必要性
- 被告人の財産権との摩擦…慎重な検討、徹底した比較法検討
- 台湾は日本に先んじて没収・追徴を非刑罰化
⇒日本にとっても参考となる

(呉柏蒼「台湾の没収制度における被害者の損害回復」被害者学研究29号(2019年))

*本報告は、横濱和弥「被害者ある犯罪における没収・追徴」刑事法ジャーナル74号(2022年11月)27頁以下を基に、大幅な改稿を加えたものである。